

(役割分担等)

第3条 本事業の実施に際し、グループ構成企業は、次のとおり役割を分担するものとする。

| 業務名 | 担当企業 |
|---------------|---------|
| 公園運営等全体マネジメント | [担当企業名] |
| 設計業務 | [担当企業名] |
| DB対象公園施設建設業務 | [担当企業名] |
| 特定公園施設建設業務 | [担当企業名] |
| 指定管理業務 | [担当企業名] |
| 公募対象公園施設整備・運営 | [担当企業名] |
| 利便増進施設整備・運営 | [担当企業名] |

(グループ構成企業の変更・離脱・追加)

第4条 代表企業及び構成企業は、原則として変更、離脱又は追加することができない。やむを得ない理由で、構成企業の変更、離脱又は追加をしようとする場合は、その旨を書面により申し出てあらかじめ区の承認を得なければならない。

2 構成企業のいずれかが本事業から離脱した場合、代表企業及び他の構成企業は、この離脱にかかわらず本事業を継続して実施する責任を負うものとする。

3 都市公園法第5条の8各号に掲げる者は、その旨を書面により申し出て区が認めた場合には、代表企業の地位を承継することができる。

(実施協定等)

第5条 区とグループ構成企業は、本事業の実施に向けての協議を経て、実施協定を締結するものとする。

2 区及びグループ構成企業は、令和●年●月●日までに実施協定を締結するものとする。ただし、区がやむを得ないと認める場合、区とグループ構成企業は、協議の上、区が新たに実施協定の締結期限を定めるものとする。

3 前項ただし書の規定による新たな期限は、前項本文に規定する締結期限の14日前までに定めるものとする。

4 DB対象公園施設の設計委託契約において、区が負担する金額は●円を上限とする。

5 特定公園施設の設計委託契約において、区が負担する金額は●円を上限とする。

6 DB対象公園施設の工事請負契約において、区が負担する金額は●円を上限とする。

7 特定公園施設譲渡等契約において、区が負担する金額は●円を上限とする。

8 指定管理業務については、指定管理業務基本協定を令和●年●月頃を目途に締結する。ただし、指定管理業務基本協定の締結にあたっては、指定管理者の指定について大田区議会で議決を得る必要があるため、締結できない場合がある。

9 第4項から第7項までの実施にあたり、区、○○○、代表企業、設計業務担当企業及び建設業務担当企業は、令和●年●月●日までに設計・施工に関する協定を締結するものとする。